第1回 大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部会議

◇日時:令和4年12月28日(水)

午後 1 時 30 分から 2 時まで (予定)

◇場所:大阪府庁本館1階 大阪府議会第4委員会室

次第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画(案)について
 - ・第2期計画(案)の概要
 - ・第2期計画策定に係る今後のスケジュール(案)
 - (2) その他
- 3 閉会

【配布資料】

・配 席 図

<説明資料>

資料1 第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画(案)の概要

資料2 第2期計画策定に係る今後のスケジュール(案)

<その他配布資料>

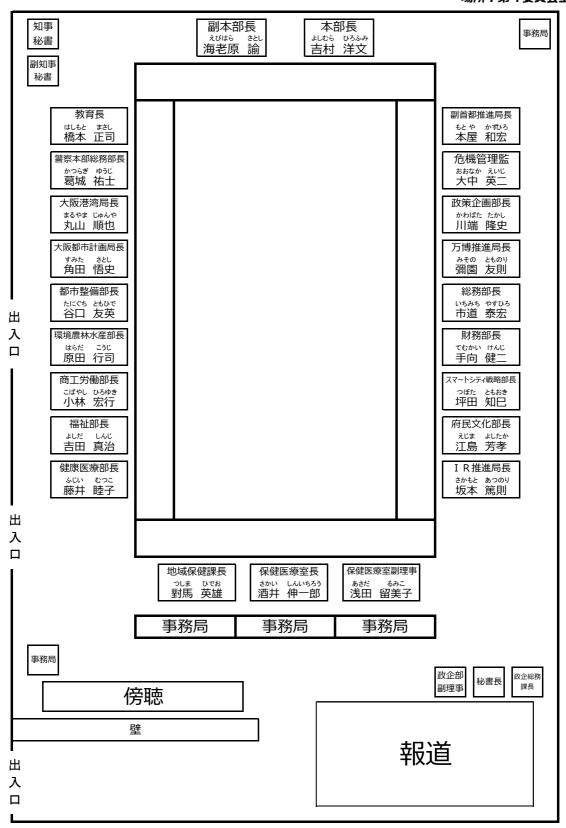
参考資料1 第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画(案)

参考資料 2 大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例

参考資料3 大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部運営要綱

第1回大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部会議 配席図

日時:令和4年12月28日(水)13時30分~14時00分 場所:第4委員会室



1. 基本的事項

|基本理念

アルコール、薬物等に対する依存に関する施策等との有機的な連携を図りつつ、防止及び回復に必要な対策を講ずるとともに、ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援する。
(基本法第3条・第4条、基本条例第3条)

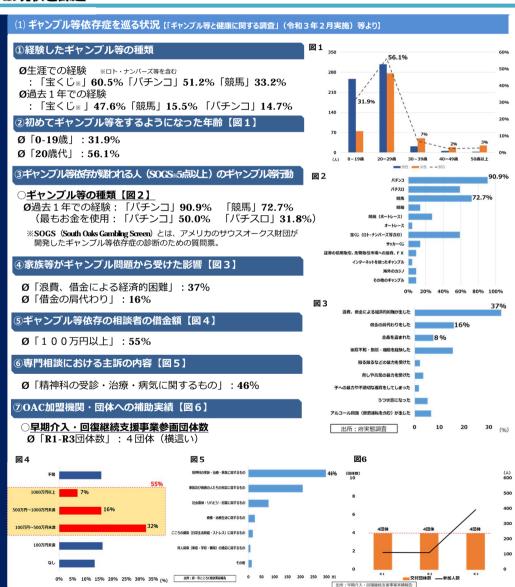
| 計画の位置付け

• 基本法第13条第1項及び基本条例第7条第1項に定める「ギャンブル等依存症対策推進計画」として策定。

12期計画の期間

令和5年度から令和7年度までの3年間

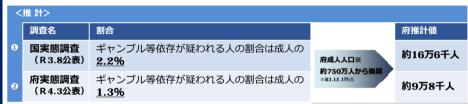
2.現状と課題



(2) ギャンブル等依存が疑われる人の推計 [R4.11月時点 ※今後、R4年度大阪府実施予定の実態調査結果を反映予定]

• 国及び府が実施した調査における割合を府の成人人口(令和3年12月現在:750万人)にあてはめると、過去 1年以内の「ギャンブル等依存が疑われる人」の数※は、約9万8千人から16万6千人と推計され、そのうちギャンブル障害に該当する人は約半数と推定される。

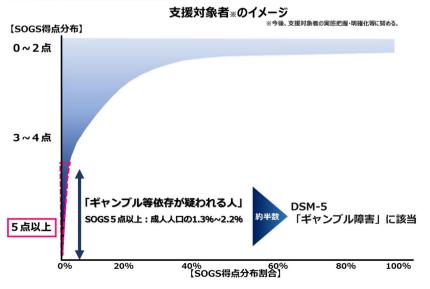
※SOGS質問票を用いた得点が5点以上の回答者をいう。



<注釈>

- 国実態調査の報告書では、SOGSを用いた推計値は、国際的診断基準であるDSMを用いた割合より高くなることが報告されていることや、 SOGSとDSM-5の基準による診断結果を比較すると、「SOGSでギャンブル障害が疑われた者の53%は、DSM-5 のギャンブル障害には該 当しない」とする研究を紹介している。
- 上記割合は、95%信頼区間(同じ調査を100回実施した場合、95回はその区間内になることを意味する。府実態調査では0.8-2.0、国実態 調査では1.9-2.5。)の間で変動する可能性がある。
- 府実態調査の割合については、回収率及び有効回答率が低く(回収率31.7%・有効回答率31.0%)、SOGS 5点以上に該当する回答数が少ないため参考値とする。

【 ギャンブル等依存が疑われる人のイメージ 】



基本的な考え方

Ø基本理念や現状と課題等を踏まえ、第1期計画での5つの基本方針に、調査・分析の推進と人材の養成を加えた。 7つの基本方針に沿って、9つの重点施策を展開し、ギャンブル等依存症対策の更なる強化を図る。

u 基本方針に基づく施策体系と個別目標



全体目標

値からの増減をめざす

(2)

全体目標に対する指標

4. 第2期計画の推進体制等

大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部・推進会議 新規

- 大阪府依存症関連機関連携会議・専門部会
- 大阪府依存症対策庁内連携会議

| 推進会議等

| 進捗管理等

- 本計画については、推進本部において、計画に基づき実施する施策の実施状況の評価を 行うとともに、その結果の取りまとめを行う際には、推進会議の意見を聴取する。
- 本計画の進捗等の状況変化により、必要が生じた場合は、計画の見直しを行う。

I ギャンブル等依存症対策基金

実施状況の把握は府立高校を対象に実施

• ギャンブル等依存症対策の推進に資するための資金を積み立てるため設置。

Øギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進することで、「府民の健全な生活の確保を図るととも

Ø府実態調査結果を基に、令和7年度における以下の数値について、計画作成時点の令和4年度の数

「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の低減

に、府民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する」ことを目標とする。

• 本基金を活用し、府民と協働し、府民が安心して健康的に暮らせる社会の実現 を目的とするギャンブル等依存症対策の取組みを推進。

※5 IR区域整備計画の認定等の進捗に合わせ計画的に推進

第2期計画策定に係る今後のスケジュール(案)

R 5	1月	第2回大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議 【議題:第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画(案)について(意見聴取)】 本部長(知事)と調整の上、第2期計画(案)を確定
	2月	第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画(案)パブリックコメント
	3月	第2回大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部会議(予定) 【議題:第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画(案)について(報告等)】
		第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画策定

<参考> 大阪府ギャンブル等依存症対策条例

第十二条 大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部

ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部(以下「本部」という)を置く。

第十三条 本部の所掌事務

- 1 ギャンブル等依存症対策推進計画案の作成及び実施の推進に関すること。
- 2 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議の意見を聴かなくてはならない。
 - ー ギャンブル等依存症対策推進計画の案を作成しようとするとき。